

【滋賀県】（日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）

1. 共通基準

(1) 一般基準

- ア 周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること。
- イ 原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと。

(2) 広告物種類別基準

ア 電柱等を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件の許可基準

種類	項目	規格等
電柱等容付広告物	高さ	下端の高さ：地上から1.2m以上 長さ：1.8m以下
	その他	個数は、1柱につき1個であること。ただし、両面に巻き付けて表示し、または設置する場合は、2個以下であること。
電柱等袖付広告物	高さ	下端の高さ：（歩道上）地上から2.7m以上、（車道上）地上から4.7m以上 長さ：1.5m以下
	突出し幅	0.9m以下
	表示面積	1.2㎡以下
	その他	個数は、1柱につき1個であること。 原則として歩道または民地側に突き出すものであること。

イ 簡易広告物の許可基準

種類	項目	規格等
はり紙またははり札の類	高さ	上端の高さ：地上から4m以下
	表示面積	1㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に50個以下 近傍に同一または類似のはり紙またははり札の類を多数表示しないこと。
広告幕またはのれんの類	高さ	上端の高さ：地上から4m以下
	表示面積	5㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下
広告旗(これを支える台を含む。)の類	高さ	上端の高さ：地上から4m以下
	表示面積	3㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下
立看板または置看板(これらを支える台を含む。)の類	高さ	上端の高さ：地上から3m以下
	表示面積	3㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下
地灯の類	表示面積	2㎡以下
	その他	個数：半径10mの範囲内に5個以下

2. 地域別基準

		第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)
共通基準	1文字ごとの面積	1㎡以下(表示面積が3㎡を超える場合に限る。)	1㎡以下(表示面積が3㎡を超える場合に限る。)	1㎡以下(表示面積が5㎡を超える場合に限る。)	2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限る。)	1㎡以下(表示面積が5㎡を超える場合に限る。)	2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限る。)	2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限る。)
	ただし、文字を变形することにより制作した標章等については、この限りでない。 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。							
	照明	光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものでないこと。ただし、これらが景観と調和のとれたものである場合は、この限りでない。		光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあつては、信号機から30m以上離れた場所に設置するものであること。ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限りでない。				
		外照灯の光色は、暖色系であること。		—	—	—	—	—
	電光可変式広告物	表示等の目的に照らし必要最小限度の表示面積（3㎡以下）		表示面積3㎡以下	表示面積5㎡以下	表示面積3㎡以下	表示面積5㎡以下	表示面積10㎡以下
		明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。						
		表示の内容がおおむね一定のものであること。		文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ・信号機から30m以上離れた場所に設置するものである場合 ・車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合				
		電光が点滅しないものであること。						

(以下の表中の用語について)

※「景観重要区域」とはふるさと並賀の風景を守り育てる条例第9条第1項に掲げる沿道景観形成地区および河川景観形成地区のことをいう。

※「色彩規制A」とは、「表示面積の70%以上において、日本産業規格Z8721に定める彩度が6以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない」ことをいう。

※「色彩規制B」とは、「表示面積の70%以上において、日本産業規格Z8721に定める彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない」ことをいう。

※「濃茶色」とは、原則として日本産業規格Z8721に定めるマンセル値「10YR/2.0/1.0」である色をいう。

			第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)	
自家用 広告物	形態ごとの 規制	適用除外	1敷地の合計5㎡以下は許可申請不要				1敷地の合計10㎡以下は許可申請不要			
		野立広告物	高さ	地上から6m以下	地上から6m以下	地上から8m以下	地上から10m以下	地上から6m以下	地上から8m以下	地上から10m以下
			幅	2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	3m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。)	—	—	—
			表示面積	5㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。)	5㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。)	10㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。)	20㎡以下(幅が3mを超える場合に限る。)	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下
			色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	—	—	—	—	—	—
			支柱	支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5m以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。						景観重要区域内にあっては、支柱の色は濃茶色であること(道路上または道路から5m以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。
		屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、5m以下
			表示面積	5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下
			色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(表示面積が3㎡を超える場合に限る。)				
			支柱	外部から見えない構造であること。						
			その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。						
		壁面広告物	表示面積	・7.5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・7.5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・15㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・30㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下	・15㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・30㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下	・50㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下
			色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が3㎡を超える場合に限る。)				
			その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。						
			突出広告物	高さ	・上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 ・取付壁面から1.5m以下であること。 ・道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1m以下であること。					
		その他物件利用 広告物	表示面積	5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下
			高さ	地上から4.5m以下						
表示面積	・5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下		・10㎡以下 ・一の物件に表示し、設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・20㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・10㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・20㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・30㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下		
色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)		—	—	—	—	—	—		
その他	物件から横方向に突き出さないうで表示し、または設置するものであること。									

			第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)
非自家用広告物	形態ごとの規制	野立広告物	高さ	地上から3m以下	地上から3m以下	地上から4.5m以下	地上から4.5m以下	地上から4.5m以下	地上から4.5m以下
			表示面積	・一般広告物：1.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：3㎡以下 ・2以上の者が共同で表示する場合：3㎡以下	・一般広告物：1.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：3㎡以下 ・2以上の者が共同で表示する場合：3㎡以下	・一般広告物：2.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：5㎡以下 ・2以上の者が共同で表示する場合：2.5㎡に当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示する場合：20㎡)以下	・一般広告物：2.5㎡以下 ・公共的広告物、案内図板：5㎡以下 ・2以上の者が共同で表示する場合：2.5㎡に当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示する場合：20㎡)以下	・5㎡以下 ・2以上の者が共同で表示等する場合：10㎡以下	・7.5㎡以下 ・2以上の者が共同で表示等する場合：15㎡以下
			色彩	色彩規制A	色彩規制B	色彩規制B	—	色彩規制B	—
			支柱	支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。					—
			場所	一の国道と他の国道との平面交差点を地点から30m以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。					—
			案内図板	案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から1km以内の区域に表示し、または設置するものであること。	案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から1km以内の区域に表示し、または設置するものであること。	案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から5km以内の区域に表示し、または設置するものであること。	案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から10km以内の区域に表示し、または設置するものであること。	—	—
			乱立防止基準	隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。					—
			その他	同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100mの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5m以上の間隔を保つものであること。					—
		屋上広告物	高さ	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、2m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、3m以下	地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、5m以下
			表示面積	3㎡以下	3㎡以下	5㎡以下	7.5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下
			色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	—	色彩規制B(表示面積が3㎡を超える場合に限る。)		
			支柱	外部から見えない構造であること。					—
			その他	屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。					—
		壁面広告物	表示面積	・5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・7.5㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・15㎡以下 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下	・7.5㎡以下であること。 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下	・15㎡以下であること。 ・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下
			色彩	色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が1㎡を超える場合に限る。)	色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が3㎡を超える場合に限る。)			
			その他	壁面内に表示し、または設置するものであること。					—
			高さ	・上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。					—
			突出し幅	・取付壁面から1.5m以下であること。 ・道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1m以下であること。					—
		その他物件利用広告物	表示面積	3㎡以下	3㎡以下	5㎡以下	7.5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下
			高さ	地上から3m以下	地上から3m以下	地上から4.5m以下	地上から4.5m以下	地上から6m以下	地上から8m以下
			表示面積	・3㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・3㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・7.5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・5㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下	・10㎡以下 ・一の物件に表示し、または設置するその他壁面利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下
			色彩	色彩規制A	色彩規制B	色彩規制B	—	色彩規制B	—
			場所	一の国道と他の国道との平面交差点を地点から30m以内の区域に表示し、または設置するものでないこと。					—
			その他	物件から横方向に突き出さないうで表示し、または設置するものであること。					—